

柏市立光ケ丘中学校 PTA 会則

第 1 章 名称および事務局

第1条 本会は柏市立光ケ丘中学校 PTA と称し、事務局を光ケ丘中学校（柏市光ケ丘 4-23-1）におく。

第 2 章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、光ケ丘中学校の振興を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第 3 章 活動および主旨

第3条 本会はその目的達成のために家庭と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

- (1) 生徒の教育環境をととのえる。
- (2) 生徒の生活環境をととのえる。
- (3) 生徒の校外活動を指導する。
- (4) 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
- (5) この地域の社会教育の振興を助ける。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

- (1) 教育を本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよらない。
- (3) 営利のみを目的とする行為はしない。
- (4) 学校の人事、管理に干渉しない。

第 4 章 会員

第5条 本会は次の会員で組織される。

- (1) 本校の生徒の父母、またはそれに代わる人（以下 保護者 という）
- (2) 本校の教職員

第6条

1. 会員は本会の趣旨に賛同する光ケ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに平等の権利を有し、義務を負う。
2. 会員の入退会は、別に定める細則に従って行うものとする。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情がある会員に対しては、会長、副会長、学校側において協議をし、会費を減免することができる。

第 5 章 役員

第8条 （役員）

本会に次の役員をおく。

1. 本部役員
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 書記 3名（内1名 教務主任）
 - ④ 会計 3名（内1名 教頭もしくは副校長）
2. ⑤ 準本部役員 若干名
3. ⑥ 会計監査 3名

第9条 （選出）

役員は、別に定める細則にしたがい候補者を選出する。候補者は総会の承認を得て、正式に決定されるものとする。

第10条 （任期）

1. 会長・副会長・書記・会計および会計監査の任期を2年、準本部役員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. やむを得ない事情が生じた場合は、任期途中の退任・新任を認める。
3. 前項の決定については、運営委員会で検討、決定するものとする。

第11条 （任務）

1. 会長
 - (1) 本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 柏市 PTA 連絡協議会運営委員を兼任する。ただし、会長が兼任できない場合は他の役員がその任にあたる。（光中→光小→中原小の順で持ち回り、3年に1度担当する）
 - (3) 柏市 PTA 連絡協議会運営委員会に出席できない場合は、他の役員が代理出席する。
2. 副会長
 - (1) 会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。
 - (2) 本会の活動が円滑に行われるよう、学校との連絡を取るなど、全体の調整を行う。
3. 書記
 - (1) 総会および運営委員会の開催準備、ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたる。
 - (2) 作成文書には、広報誌も含まれる。
4. 会計

総会が決定した予算に基づきいっさいの会計事務を行い、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他、本会の財務管理にあたる。
5. 準本部役員
 - (1) 本部役員の任務を補佐する。
 - (2) 必要に応じて本部会に参加する。
6. 会計監査

年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。

第 6 章 経 理

第12条 本会の経費は、会員およびその他の収入によって支払われる。

会費は、一世帯月額 300 円とする。

第13条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第14条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 機 関

第16条 本会に次の機関をおく。

総会 運営委員会 本部会 部会

第17条 (総会)

1. 構成員

本会の全会員をもって構成する。

2. 決議事項

- (1) 役員の選出
- (2) 年度決算の承認
- (3) 年度予算の議決
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の重要事項の審議ならびに議決

3. 開催

- (1) 定期総会と臨時総会の2つとして、会長がこれを招集する。
- (2) 定期総会は毎年4月に開く。
- (3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

4. 会の成立と議決会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の時は議長が決する。

第18条 (運営委員会)

1. 会長、副会長、書記、会計、および、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
2. 総会の議案、議決の告示、その他本会の活動に必要なと思われる事項について協議する。
3. 総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。
4. 年度初めと終わりに開催する。その他は必要に応じて随時開催とする。

第19条 (本部会)

1. 会長、副会長、書記、会計をもって構成する。必要に応じて、準本部役員も参加できる。
2. 本会の活動を行うために必要な事項を協議し、決定する。
3. 運営委員会の準備会議を行う。
4. 必要に応じて随時開催とする。

第20条 (部会)

1. 本会に校外部を設け、生徒の校外指導に関わる活動を行う。

校外部の部員は会員より募り、本部と連携して活動を行う。

2. その他、本会の活動に必要な場合は、運営委員会の決議を経て新たな部会や委員会を設けることができる。
3. 部会は部長、副部長を互選する。
4. 必要に応じて随時開催とする。

第 8 章 付 則

第21条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り、運営委員会の議決を経て定める。

第22条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

第23条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。

昭和47年	5月18日	一部改正	
昭和59年	4月21日	一部改正	
昭和60年	4月27日	一部改正	
平成元年	4月22日	一部改正	
平成4年	4月18日	一部改正	
平成7年	4月15日	一部改正	
平成14年	4月19日	一部改正	
平成19年	4月20日	一部改正	
平成20年	4月19日	一部改正	
平成21年	4月18日	一部改正	
平成24年	4月21日	一部改正	平成24年度より施行
平成25年	4月20日	一部改正	平成25年度より施行
平成26年	4月19日	一部改正	平成26年度より施行
平成27年	4月25日	一部改正	平成27年度より施行
平成28年	4月18日	一部改正	平成28年度より施行
平成30年	4月23日	一部改正	平成30年度より施行
令和3年	5月15日	一部改正	令和3年度より施行
令和4年	4月21日	一部改正	令和4年度より施行
令和5年	1月23日	一部改正	令和5年度より施行

PTA 会員の入会・退会に関する細則

第1条 この細則は PTA 会則第6条2項に基づき、PTA 会員の入退会の手続きについて定める。

第2条 (入会の意味確認)

1. 子どもの入学時に保護者に意思確認を行い、それを登録する。登録内容は、その子どもが光ヶ丘中学校在籍中、保管される。
2. 保護者の意思確認ができない場合は、その世帯は非会員とする。

第3条 (登録内容の変更)

途中入会および退会希望は随時受付、登録内容に反映させる。

登録変更後の会費に関しては、次の集金日から反映され、登録月数に応じた集金や返金は行わない。

第4条 (転出・転入)

1. 会員が転出した場合は、手続することなく、転出日をもって退会とする。
登録月数に応じた会費の清算は行わない。
2. 転入の場合は、転入時に入会の意味確認を行い、それを登録する。
入会した場合の会費の集金については、登録後の次の集金日から反映される。

PTA 役員選出に関する細則

第1条 この会則は PTA 会則第9条に基づき、PTA 役員選出に必要な事項を定める。

第2条 本部役員、準本部役員は指名委員を設け選考する。指名委員は広く会員に募り、10名以内で構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。

第3条 指名委員会は指名委員互選により正副委員長を各1名選出する。

第4条 指名委員会は次のことを行う。

1. 役員立候補者の受付ならびに推薦。
2. 候補者について総会に上程する。

第5条 指名委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が承認されるまでとする。

第6条 この細則を昭和57年1月14日より実施する。

昭和61年	2月4日	一部改正	
平成7年	3月9日	一部改正	
平成16年	12月2日	一部改正	
平成18年	2月2日	一部改正	
平成20年	2月6日	一部改正	平成20年度より実施
平成26年	4月19日	一部改正	平成26年度より実施
平成27年	12月7日	一部改正	平成28年度より実施

令和 4年 4月21日 一部改正 令和4年度より実施

令和 5年 1月23日 一部改正 令和5年度より実施

補導委員の運営委員会出席に関する細則

PTAより推薦された柏市青少年補導委員は運営委員会に任意に出席し、補導上の情報交換にあたる。

PTA慶弔に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第26条に基づき、運営委員会の議決を経て定めるものである。

第2条 この細則は原則として会員およびその家族を対象とする。

第3条 柏市立光ヶ丘中学校に在籍する教職員で、転退職があった場合は感謝の意を表すために一律の金額の花束を贈る。特に事情のある場合は役員会の議決を経て執行することができる。

第4条 この会の凶事(死亡)の場合は次によって弔意を表す。

(1) 本校生徒の場合は香典として10,000円をおくる。

(2) 父母またはこれに代わる保護者の会員の場合は香典として10,000円をおくる。

(3) 本校教職員の場合は役員の議決を経て執行する。

(4) 本校教職員の配偶者およびその子女ならびに本人の両親の場合は香典として5,000円をおくる。

第5条 会員の不慮の災害については役員会の議決を経て執行する。ただし緊急を要する場合は会長が措置する。

第6条 該当者からの返礼は行わないものとする。

第7条 慶弔の意を表すにあたっては役員代表が行う。

第8条 この細則によりがたい場合は役員会の議決を経て執行する。

第9条 この細則は昭和61年3月4日より実施する。

平成17年 1月13日 一部改正

平成19年12月 5日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年 2月6日より実施

PTA 組織図

本校 PTA は下図のように、総会、運営委員会、本部会の機関をおく。

本校 PTA 会員は本校の教職員や保護者であるとともに、『光ヶ丘中学区』を

中心とする地域住民の一員であるということで両者を合わせて組織が構成されている。



